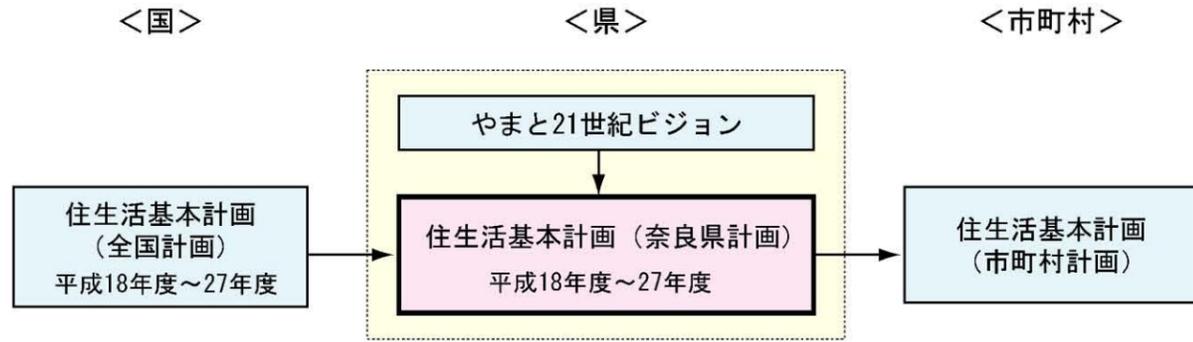


# 奈良県住生活基本計画とは

住生活基本計画は、本県の住まい・まちづくりに係る最上位の計画として、「やまと21世紀ビジョン」を踏まえつつ、平成18年6月に施行された「住生活基本法」に基づき、これまでの「奈良県新・住宅マスタープラン」に代わり策定するものです。魅力ある風土と豊かな暮らしを育む「住まいの奈良」の実現に向けて、県と市町村、民間事業者やNPO、県民等の政策展開に関わる様々な主体が共有すべきビジョン（指針）とすることを目的としています。



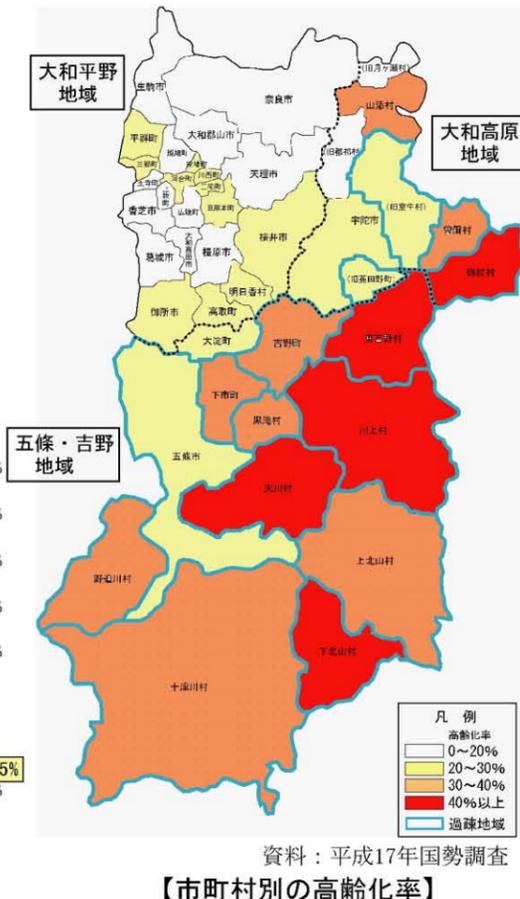
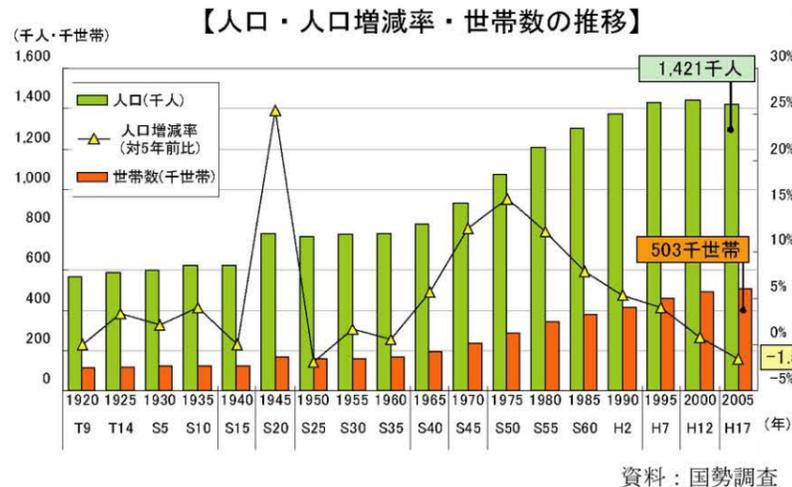
計画期間は、平成18年度～平成27年度の10カ年とし、概ね5年ごとに見直しを行います。基本目標等は、概ね10年～15年後の将来を展望して設定しています。

## 住まい・まちづくりをとりまく奈良県の現状

### ■人口や世帯、少子・高齢化

人口は最近減少に転じ、世帯数も将来減少に転じることが見込まれています。また、数年後には団塊の世代が高齢期を迎えるため、高齢者の一層の増加が見込まれます。

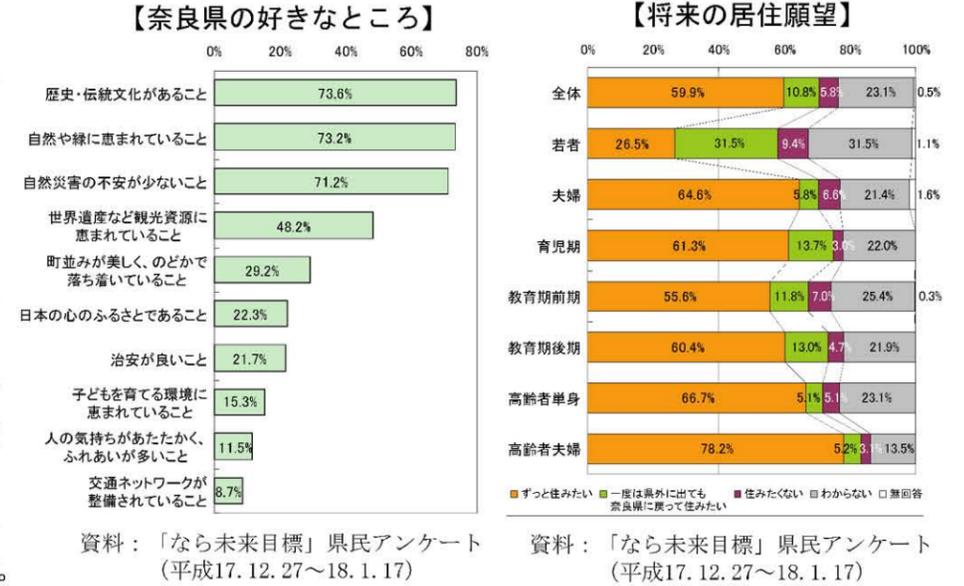
このような中、住宅地の活力を維持・発展していくためには、子育て世帯が住みやすく、若年層にも魅力ある住まい・まちづくりに取り組み、定住や人口流入を促進することが求められます。



### ■県民意識

奈良県の好きなおところとして「歴史・伝統文化がある」「自然や緑に恵まれている」が多くあげられています。このような地域の資源や魅力を活用した住まい・まちづくりを進める必要があります。

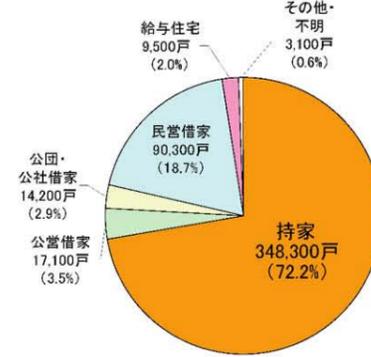
将来の居住願望は、「ずっと住みたい」人が60%となっていますが、若者は「（いずれは）戻って住みたい」が高くなっています。



### ■住宅

奈良県では住宅ストックの約7割を持家が占めています。住宅を良好な状態に保ち、性能の向上を図るためには、所有者が責任を持って維持管理する必要があります。ストックが良好に管理されることは、中古住宅の流通などストック循環型社会の形成にもつながります。所有者による適切な維持管理やリフォームが推進されるよう、住宅に関する様々な情報提供や相談体制の整備が重要となります。

### 【所有関係別住宅数（奈良県）】



### 【中古住宅取得割合※】

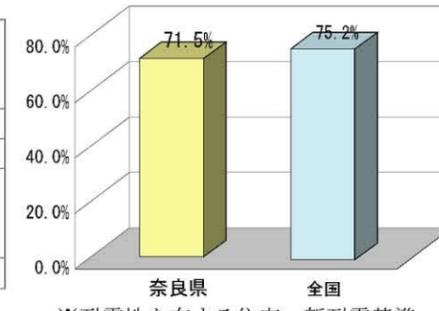


※中古住宅取得数÷（新設住宅着工戸数+中古住宅取得数）  
※H10、H15は9ヶ月分の数値を12ヶ月分に補正  
資料：各年住宅・土地統計調査、各年住宅着工統計より推計

### 【新築住宅の住宅性能表示実施率※】 【耐震性を有する住宅※の割合】

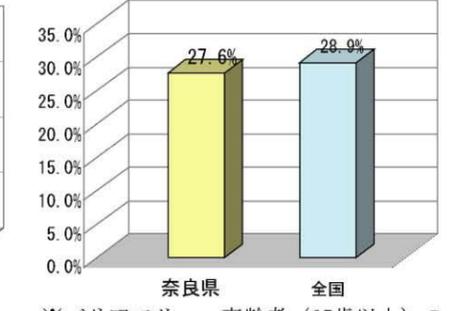


※設計住宅性能評価戸数÷新設住宅着工数  
資料：住宅性能評価機関等関連連絡協議会



※耐震性を有する住宅：新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅  
資料：平成15年住宅・土地統計調査より推計

### 【バリアフリー※化率（65歳以上の世帯員がいる住宅）】



※バリアフリー：高齢者（65歳以上）の居住する住宅ストックのうち、「手すり設置（2箇所以上）」または「段差のない屋内」を満たす住宅  
資料：平成15年住宅・土地統計調査